

「五十になつたら、野良あるきをやめて、大藏經を読もう」。これが年来の宿願であった。宗教社会学への復帰である。それがコト志と違つて、去年は漁村も含めて、八ヵ所も野良へ出掛けてしまつた。いわゆる、末子相続の調査である。人相も彼らと同化して、いよいよ学者ヅラとは離れていく気がしてならない。

末子相続なんて、なぜそんなものをやる了見をおこしたのか。よく訊かれるのだが、こう言わると大変弱い。九州に住みついて七年になる。それにこの慣行が九州の西南部にゴロゴロある。そのうえいやな学生部長も満期となつた。「一丁やつてみるか」ということのようだ。

いろいろなことが分りかけてきた。私ははじめ末子相続とは、末子が家督相続人になる制度かと思つていた。外国の本でも、"Ultimogeniture"をこう説明しているものが多い。が、私の見聞の限りでは、そうではない。相続人は、末子でなくたつてよい。長男も出てくるし、仲兄も現われる。要するに男子の子なら誰れでもかまわない。長子家督のように、相続人を長男に限定しない。違うのは、この点だけである。

それから、「家督相続人」といつたが、末子相続では、この「家督」したがつて「家」という考え方には、きわめて薄い。ちょっと考えてわかる。弟や末子があととりになつて、家権威の保てるはずがない。それに親の財産は、男子のあいだで分けてしまう。しかもその分配は、均等に近い。本家の庇護、分家の隸属なんて形が現われ

るはずがない。親のトムライには、分家た長男がのこのご香典を持つてやつてくる。妙な姿である。

ところでこうした相続形態の新旧の問題だが、一部の人たちはこう考えている。つまり長子家督が法制化・制度化されるまでは、むしろこの形が一般ではなかつたか、というのである。斯界の草分け、中川善之助先生あたりもそのようだし、民族学の人たちは、これを「古民文化」と呼んでいる。まあ新旧の問題は、その簡単に片づくとは思えない。私が興味を持つのは、次の点である。なぜこの地方の人たちは、長子家督といふ強制法規にもかかわらず、いわゆる末子相続を守ってきたのであるか。これを「抵抗」と割切つてしまふのはたやすいけれど、そんなものもあるまい。大藏經はしばらくな上げにして、今年も野良あるきとなりそうだ。(四三・一二記)